

道路の除排雪にご協力をお願いします。

もうすぐ雪の季節。皆さんの冬支度は万全ですか？

雪のトラブルを無くして、快適に冬を過ごしたいものです。

町では、早朝の除雪を概ね10cm以上の積雪を目安に、60台以上の除雪機械が300kmの道路確保に努めます。除雪完了は午前7時を目標にしていますが、状況により作業が長引く場合もあります。

町民皆様のご理解とスムーズな除雪作業のためのご協力をお願いします。

1 雪堆積場（雪捨場）は町内2カ所

- ◆当別中学校入口から太美方面へ100mの地点の当別川河川敷地。
- ◆ビトエの石狩川河川敷地。

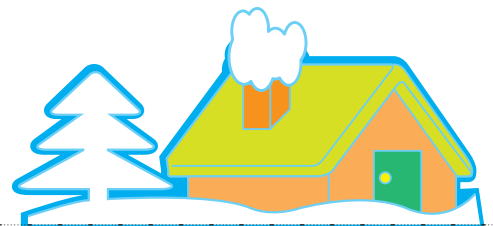
利用時間
8時～17時

雪堆積場ご利用の注意

- ◆搬入時には付近住民の迷惑とならないように時間を守り、徐行運転を行ってください。
- ◆雪には絶対にゴミを混入しないでください。

2 除雪に関する問合せ先

- 町道 = 役場維持管理課 ・ ☎23 - 3197
- 国道 = 札幌開発建設部札幌道路事務所
(当別分庁舎) ・ ☎23 - 2074
- 道道 = 札幌土木現業所当別出張所
☎23 - 2220



3 スムーズな除雪作業のための心得

1 間口の雪処理は各家庭で

できるだけ短時間での道路確保に努めています。玄関先に置かれた雪に大変苦労されていることと思いますが、各家庭での処理をお願いします。

2 塀や樹木に目印を

ご家庭の庭先にある低い樹木や塀は目印がないために、除雪や排雪時に傷を付けてしまう場合があります。目印になる「ポール」や「赤い布」などを表示してください。

また道路際の置物や壊れやすい物は、安全な場所に移動するようにお願いします。

3 道路への雪出しは

車道や歩道に雪を捨てると、道路が狭くなるばかりでなく、路面に凹凸や車のわだちができて交通事故の原因になる場合があります。

雪は、各家庭の敷地内で処理するか、指定の「雪堆積場」に運んでください。

4 歩道の除雪にご協力を

歩道は幅も狭く電柱などの障害物も多くあり除雪車が入りにくい。ため全て除雪することは困難です。

是非、地域の方々と自主的に除雪していただくようお願いいたします。

5 ツリ出して気配りを

ゴミステーションへのゴミ出しは道路の除雪後をお願いします。

除雪の前にゴミがあると、ゴミを寄せたり片付けたりしながらの作業となり迅速な除雪ができなくなります。ゴミが雪に隠れてしまうと、排雪時にロータリー除雪車の故障の原因にもなります。

6 川を守りましょう

私たちの生活に欠かせない川には、ゴミや雪を捨てないようにみんなで川を大切にしましょう。

7 迷惑駐車はやめましょう

夜間（早朝）の路上駐車はみんなの迷惑です。特に道路幅の狭い場所では、たった1台の車両のために除雪車が立ち往生し除排雪ができなくなります。迷惑駐車は絶対にやめましょう。

お知らせ

困っていませんか 江別保健所の学習会と相談会

①精神保健福祉家族学習会

精神に障がいがある方のご家族を対象とした学習会です。

日時 11月21日(月)9時50分～15時30分(受付9時30分～)

場所 江別市保健センター(江別市若葉町6-1)

対象 精神障害者の家族

内容 ◆講話「精神障害者が利用できる福祉制度を知ろう」ほか
◆参加者の語り合い

申込締切 11月10日(木)まで

②児童思春期専門相談

18歳未満の青少年とその家族の心の相談に無料で応じます。

日時 11月10日(木)13時30分～15時30分

場所 江別保健所石狩支所(石狩市花川北7条1・☎0133-74-1142)

相談担当 萌クリニック 早苗 麻子医師

定員 2名(電話予約必要)

申込み・詳細 ともに江別保健所子ども・保健推進課(☎011-383-2111)へ。

相談

石狩圏域障害者総合相談 支援センター夢民(むうみん)

「障害者の地域生活支援に向けた北海道の取組」の一つとして、北広島市に「総合相談支援センター」がオープンしました。

江別市、当別町など石狩圏域にお住まいの障がいがある方やご家

族を対象に、年齢や障害の種別にかかわらず、生活をするなかでの困りごとや悩みごとの相談ができます。希望により、より良い生活を送るための支援計画を立てるなどの支援を受けられます。「困ったことがある」「ほかのサービスを知りたい」「制度について教えて欲しい」など、お気軽にご相談ください。

名称 石狩圏域障害者総合相談支援センター 夢民(むうみん)

相談先 〒061-1276 北広島市大曲緑ヶ丘1丁目9-1

☎011-377-6200(24時間対応)

FAX011-377-7007/Eメール ishiken@msknet.ne.jp/ホームページ http://www.msknet.ne.jp/ishikarikeniki/

窓口時間 毎週月曜～金曜(祝日は休み) 8時45分～17時15分

高齢者とそのご家族の

総合相談窓口

当別町在宅介護支援センター

介護に関することでどこに相談すればよいかわからないことがありましたら、支援センターにお気軽にご相談ください。相談は無料で、電話や来所相談、ご自宅へ訪問しての相談もお受けします。

こんな相談お受けします。



介護保険や福祉サービスの内容や利用方法がわからない



保健、医療、福祉などの機関や施設での介護保険サービスの内容や利用の仕方をわかりやすく説明し、利用できるように調整します。



申請の仕方がわからない



介護保険の申請をしたい、福祉サービスを利用したいときにご相談があれば訪問し、手続きの代行をします。



どんな福祉用具があるの?



「ゆとろ」内に福祉用具の展示をしています。利用される方の状態に合った福祉用具をご紹介します、使い方をアドバイスします。



住宅を改修したい



手すりの取り付け、段差の解消など住宅改修時に利用できる制度の紹介も含めてアドバイスをします。

子育て

子育てサロンで 楽しく遊びませんか

子育てサロンを開催します。子育て中の親子が集まり、楽しく遊んだり交流できる場です。

開催場所と日程

ゆとろ(西町)

12月8日(木)・21日(水)
1月11日(水)・19日(木)
2月1日(水)・9日(木)・15日(水)・23日(木)
3月8日(水)・14日(火)

総合体育館(白樺町)

12月14日(水)・1月24日(火)

時間 10時～11時30分

対象 0歳～就学前の親子(申し込みは必要ありませんので、自由に遊びに来てください。)

詳細 子育て推進課子育て支援係(「ゆとろ」内・☎25-2658)

相談・問合せ 当別町在宅介護支援センター(「ゆとろ」内・☎25-5152)

住 民 生 活

「住基カード」を ご存知ですか



住民基本台帳カードは、次のことに利用できます。

身分証明書として利用できます

写真付きの住基カードは、金融機関で口座を開設するときや携帯電話の新規購入などに、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用することができます。

全国どこでも住民票の交付が受けられます

全国の市区町村窓口で、本人や世帯の「住民票の写し」の交付を受けることができます。

住基カード交付申請に必要なもの

- ① 証明書用として撮影された顔写真1枚（縦4.5cm横3.5cm程度）
- ② 印鑑
- ③ 免許証、健康保険証、年金手帳など本人確認ができる書類

④ 手数料500円

以上のものをお持ちになり、申請者本人が窓口へお越しください。

申請からおよそ2週間で交付します。

申請窓口・問合せ 住民生活課
戸籍住民係（☎23 - 2463）

税 金

事務担当者は必ず出席を 年末調整説明会

札幌北税務署では、年末調整手続きの説明会を開きます。

2人以上雇用している事業主、法人の青色申告者など「源泉徴収事務」を取り扱う事業所等の担当者は必ず出席をお願いします。

年末調整手続きを行うことで、ほとんどの給与所得者は、その年の所得税の納税が完了するとともに、改めて確定申告を行う必要が

なくなります。

日時 11月15日（火）13時30分

会場 役場第二庁舎

詳細 税務課税務係（☎23 - 2332）

水 道

水道の検針日が 2日早くなります

地域ごとに定めている毎月の水道料金の検針日が、料金算定事務手続き上、2日早くなります。

11月検針からの変更ですが、口座振替日の変更はありません。

現行の検針日 毎月6日～10日



新しい検針日 毎月4日～8日

（天候などのやむを得ない理由で早期検針する場合があります。）

問合せ 水道課業務係（☎22 - 2411）

年 金

読んで得する年金・国保のお話

国 保

「ねんきんダイヤル」が開設

社会保険庁では、社会保険事務所毎に開かれていた「年金電話相談センター」を廃止し、全国共通の電話番号で相談ができる『ねんきんダイヤル』を開設しました。

◆電話番号

年金相談用 ☎0570 - 05 - 1165

年金受給者の相談用 ☎0570 - 07 - 1165

◆電話受付時間 8時30分～17時（土・日曜・祝日を除く）

『ねんきんダイヤル』は全国の相談センターのうち、回線の空いているところにつながります。

通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用できます。

電話機の設定、PHSなど電話機によっては利用できない場合がありますので、他の電話機を使うか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

国民健康保険の医療費通知

当別町国民健康保険では年7回医療費通知を送付しています。

通知内容は、①受診者名、②医療機関名、③診療月、④入院外来別、⑤日数または回数、⑥医療費総額の6項目です。

病院に支払う医療費は、自己負担額（3割）と国保が支払う負担額（7割）との合計額となり、通知には、自己負担額ではなく実際に治療にかかった金額を記載しています。

通知内容に疑問に思う点があればお問い合わせください。

詳細・問合せ 住民生活課国保年金係（☎23 - 2467）



◆役場窓口年金相談日

11月9日（水）・22日（火）

役場国保年金係へお気軽にお越しください。

◆年金保険相談所の開設（札幌北社会保険事務所）

日時 11月18日（金）・10時～15時

場所 商工会館（錦町）

消 防

危険物取扱者・消防設備士の試験と保安講習

①第4回危険物取扱者試験

試験種類 乙種(第1~6類)・丙種

②第3回消防設備士試験

試験種類 甲種(第1~5類)・乙種(第1~7類)

《①、②共通事項》

試験日 平成18年2月12日(日)

試験地 札幌市ほか6市

受付期間 12月7日(水)~15日(木)

③第2回危険物取扱者保安講習

講習日 12月7日(水)

受付期間 受講日の10日前まで

講習地 札幌市

詳細 当別消防署消防課指導係(☎23-2537)

セ ミ ナ ー

労働セミナーに参加しませんか



今年のテーマは、「定年延長」についてです。改正高齢者雇用安定法を中心に定年延長になった場合の賃金、退職金、労務管理や退職後の暮らし方などの講演です。

演題 定年延長！その時あなたは どうしますか？

講師 高橋一穂さん(社会保険労務士)・井上宏子さん(消費生活アドバイザー)

日時 11月29日(火)18時~20時

場所 役場第二庁舎

問合せ 商工課商工労政係(☎23-3129)

当別町子ども議会を開催

日時 11月28日(月) 14時~

場所 当別町議会議場

申 請

「老人保健法」などの高額医療費受給者は申請を

「老人保健法」または「道老」の医療受給者証をお持ちの方で、1カ月の医療費の自己負担額が高額になり、一定の該当要件を満たしている場合には、自己負担限度額を超えた額を受給することができます。(表のとおり)

ただし、保険適用外の雑費については高額医療費の対象となりません。

「老人保健法」受給者

申請方法 受給対象者には「申請書」を郵送していますので、記入例により必要事項を記載の上、

福祉係(「ゆとろ」内)または太美出張所(「太美郵便局」内)まで持参もしくは郵送してください。

領収書は不要です。

最初の1回だけ「申請書」の提出が必要になりますが、その後、限度額を超えて自己負担された場合は、指定の口座に入金されます。

「道老」受給者

申請に必要なもの 受診者名が記載された領収書・印鑑・金融機関(郵便局を除く)の通帳・健康保険証・医療受給者証。

「道老」の高額医療費申請は福祉係のみの受付となりますので、ご了承ください。

問合せ・詳細 福祉課福祉係(「ゆとろ」内・☎23-3019)

限度額適用区分	外来の限度額 (個人ごとに計算)	世帯の限度額 (外来+入院を含む)
一定以上所得者	40,200円	72,300円+1%(注1) 40,200円(注2)
一般	12,000円	40,200円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

(注1) 361,500円を超えた場合に、超えた額の1%を加算。

(注2) 過去12カ月間に4回以上高額医療費の支給があった場合、4回目以降の限度額。

区分の内容など詳しくはお問合せください。

傍聴しませんか

思いやりと生きがいを感じられるまちづくり

第3期当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

▼日時 11月17日(木) 19時~ 場所 ゆとろ(西町)

▼議題 ①高齢者保健福祉サービス事業目標設定

②高齢者保健福祉に関する体制の整備

③調査結果報告

▼申込み・詳細 福祉課介護サービス係(「ゆとろ」内・☎23-3029)

自衛官募集案内

詳細・江別募集事務所(☎011-383-8955)

・役場住民生活課住民生活係(☎23-3209)

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛隊生徒	中卒(見込含) 17歳未満の男子	11月1日~ 18年1月10日	1次 18年1月14日 2次 18年1月27日~30日
2等陸・海・空士	男子 18歳以上 27歳未満の者	随時	受付時にお知らせします